

★ 問60-2 当面、電子取引の取引情報に係る電子データ保存への対応が間に合いませんが、どのような対応をすればいいでしょうか。

【回答】

令和5年12月31日までに行う電子取引については、令和4年度の税制改正で経過措置として整備された「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行に向けた宥恕措置」を踏まえ、電子データを単に保存しておくか、保存すべき電子データを出力することにより作成した書面（以下「出力書面」といいます。）を保存し、税務調査等の際に提示又は提出（以下「提示等」といいます。）ができるようにしておいていただければ差し支えありません。

また、令和6年1月1日以後に行う電子取引については、税務署長が相当の理由があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に、**税務職員からの求めに応じ、その電子データ及び出力書面の提示等を行うことができる場合には、その保存時に満たすべき要件にかかわらず電子データの保存が可能となる措置（猶予措置）が講じられています（【問61】参考）。**

このように、令和5年12月末までに行う電子取引を対象とした宥恕措置では、出力書面のみを保存する方法で対応することが認められていましたが、令和6年1月以降に行う電子取引を対象とした猶予措置では、出力書面のみを保存することで対応することは認められておらず、出力書面の提示等に加え、電子データそのものも保存しておき、提示等ができるようにしておく必要がありますので、そのために必要な準備をお願いします。

【解説】

令和3年度の税制改正で、従前認められていた、電子取引の取引情報に係る電子データを出力することにより作成した書面等の保存をもって、その電子データの保存に代えることができる措置（電子データの出力書面等による保存措置）が廃止されましたが、令和4年度の税制改正においては、その電子データの保存時に満たすべき要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続きその出力書面等による保存を可能とするための措置が講じられています。

具体的には、電子取引の取引情報に係る電子データの保存に関する当面の宥恕措置として、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、その電子取引の取引情報に係る電子データを保存時に満たすべき要件に従って保存をすることができなかつたことについて、納税地等の所轄税務署長がやむを得ない事情があると認め、かつ、その保存義務者が税務調査等の際にその電子データの出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限り、）の提示等の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存時に満たすべき要件にかかわらず、その電子データの保存をすることができることとする経過措置が講じられたものです。

また、令和5年度の税制改正において、令和6年1月1日以後に行う電子取引については、税務署長が相当の理由があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に、税務職員からの求めに応じ、その電子データ及び出力書面の提示等を行うことができる場合には、その保存時に満たすべき要件にかかわらず電子データの保存を可能とする措置（猶予措置）が講じられました（【問61】参考）。この出力書面に加えて、電子データそのものについても提示等ができるようにしておくことが要件とされている点に注意する必要があります。

（参考）

宥恕措置の適用にあたっては、保存時に満たすべき要件に従って保存をすることができなかつたことに関するやむを得ない事情を確認させていただく場合もありますが、仮に税務調査等の際に、税務職員から確認等があった場合には、各事業者における対応状況や今後の見通しなどを、具体的になくても結構ですので適宜お知らせいただければ差し支えありません。

猶予措置の適用についての留意事項については、【問61～問65】をご確認ください。



問61 電子取引について、税務署長が「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由がある」と認める場合に、出力書面の提示又は提出の求めに応じることができるようにしているときは、保存時に満たすべき要件が不要となる旨の規定が設けられていますが、どのような場合がここでいう相当の理由があると認められることとなりますか。

【回答】

令和5年度の税制改正において創設された新たな猶予措置の「相当の理由」とは、例えば、その電磁的記録そのものの保存は可能であるものの、保存時に満たすべき要件に従って保存するためのシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった、自己の責めに帰さないとは言い難いような事情も含め、要件に従って電磁的記録の保存を行うための環境が整っていない事情がある場合については、この猶予措置における「相当の理由」があると認められ、保存時に満たすべき要件に従って保存できる環境が整うまでは、そうした保存時に満たすべき要件が不要となります。

ただし、システム等や社内のワークフローの整備が整っており、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存時に満たすべき要件に従って保存できるにもかかわらず、資金繰りや人手不足等の理由がなく、そうした要件に従って電磁的記録を保存していない場合には、この猶予措置の適用は受けられないこととなります（取扱通達7-12）。

なお、この猶予措置の適用を受けるに当たり税務署への事前申請等の手続は必要ありません。

【解説】

令和4年度の税制改正において、その電子データの保存時に満たすべき要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続きその出力書面等による保存を可能とするための措置（宥恕措置）が講じられていましたが、この宥恕措置については、適用期限（令和5年12月31日）の到来をもって廃止されました。

ただし、令和6年1月以降においても、システム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった事業者が一定数見込まれており、こうした状況を踏まえ、税務署長が相当の理由があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に、税務職員からの求めに応じ、その電子データ及びその電子データを出力することにより作成した書面（以下「出力書面」といいます。）の提示又は提出をすることができる場合には、その保存時に満たすべき要件にかかわらず電子データの保存が可能とされ、柔軟に電子データの保存を認めることのできる措置（猶予措置）が電子帳簿等保存制度に位置付けられました。

なお、本取扱いについては、その電子データの保存に代えてその出力書面のみを保存する対応は認められず、猶予措置の適用を受ける場合には、電子データ自体を保存するとともに、その電子データ及び出力書面について提示又は提出をすることができる必要があることにご留意ください（取扱通達7-13）。

（参考1）

規則第4条第3項後段において「要件に従って保存することができなかったことについて相当の理由」がなかったとした場合において、保存時に満たすべき要件に従って電子データの保存をすることができなかったと認められるときは、この限りではないとされています。この規定が適用される場面としては、例えば、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について電子帳簿保存法による保存時に満たすべき要件に従って電子データの保存を行わないことを明らかにしている場合等が該当します。

（参考2）

令和4年度の税制改正で経過措置として整備された宥恕措置（令和5年12月31日までに行う電子取引が対象）について、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合の「やむを得ない事情」とは、本取扱いと異なり、電子データの保存に係るシステム等や社内でのワークフローの整備未済等、保存時に満たすべき要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難であることをいい（【問60-3】参考）、この経過措置の適用に当たっては、その電子取引の取引情報に係る電子データを保存時に満たすべき要件に従って行うことができなかったことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ、その電子データの出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限り。）の提示又は提出

の求めに応じることができるようにしている場合には、その出力書面等の保存をもってその電子データの保存を行っているものとして取り扱って差し支えないものとされていました。

★問62 税務署長が「要件に従って保存することができなかつたことについて相当の理由がある」と認めた場合には、その後に行った電子取引の全てについて、保存時に満たすべき要件が不要になるのでしょうか。

【回答】

取扱通達7-12に記載されたような事情が継続している限り、「要件に従って保存することができなかつたことについて相当の理由がある」と認められ、保存時に満たすべき要件にかかわらず電子データの保存をすることが認められます。

ただし、保存時に満たすべき要件に従って保存するためのシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった事情が解消された後に行う電子取引データの保存については、「要件に従って保存することができなかつたことについて相当の理由がある」とは認められませんので、事情が解消された後に行う電子取引については、保存時に満たすべき要件に従った電子データの保存ができるよう準備していただく必要があります。

【解説】

令和5年度の税制改正で整備された猶予措置では、税務署長が「要件に従って保存することができなかつたことについて相当の理由がある」と認めた場合には、その「要件に従って保存することができなかつたこと」が解消されるまでの間は保存時に満たすべき要件にかかわらず電子データの保存をすることができますが、当該事情が解消された後に行う電子取引には、当然適用されません。

(参考1)

規則第4条第3項前段の規定は、税務署長が「要件に従って保存することができなかつたことについて相当の理由がある」と認めた場合には、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存時に満たすべき要件を満たさなくても保存ができることを規定したものであり、保存義務が免除されているものではありません（【問60】参照）。

(参考2)

この猶予措置の適用にあたっては、保存時に満たすべき要件に従って保存をすることができなかつたことに関する相当の理由を確認させていただく場合もありますが、仮に税務調査等の際に、税務職員から確認等があった場合には、各事業者における対応状況や今後の見通しなどを具体的にご説明いただければ差し支えありません。

問63 これまで原則的な保存時に満たすべき要件に従って電子取引のデータ保存をしていましたが、今後システム更改を予定しており、新システムでは検索要件を備えた上でデータ保存をすることが困難な状況となります。この場合は、税務署長が「要件に従って保存することができなかつたことについて相当の理由がある」と認めた場合に該当して規則第4条第3項の規定の適用はありますか。

【回答】

令和5年度の税制改正以前から、保存時に満たすべき要件に従って適切に電子取引のデータ保存ができており、特段の事情なく、その後のシステム更改によって検索要件を満たすことができなくなった場合については、「要件に従って保存することができなかつたことについて相当の理由がある」と認められませんので、規則第4条第3項の規定の適用はありません。

【解説】

問61【解説】のとおり、令和5年度の税制改正で措置された猶予措置については、令和6年1月以降においても、システム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった事業者が一定数見込まれる状況を踏まえ、その電子データの保存時に満たすべき要件への対応が困難な事業者の実情に配慮した措置であることから、既に原則的な保存時に満たすべき要件に従って電子取引のデータ保存が可能である事業者については、この猶予措置の対象とはなりません。